

中央会のビジネス 総合保険制度

ビジネスマスター・プラス〔事業活動総合保険〕

団体割引
30%
適用



毎日ガンバル貴社の仕事に安心をプラスしませんか？

保険
期間

平成29年7月1日(午後4時)～
平成30年7月1日(午後4時)まで
(このパンフレットは平成29年7月1日～
平成30年6月1日の始期契約まで有効です。)

中途加入も
毎月受付中

加入依頼書を毎月15日までに取扱代理店にご提出
いただくと翌月1日から1年間の保険期間となります。

契約者

全国中小企業団体中央会

引受保険会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

「ビジネス総合保険制度」の5つの特

1

割安な保険料水準

団体割引30%を適用した、団体のスケールメリットを生かした保険料水準となっています。

2

包括的な補償で 手続がとっても簡単

業務遂行危険や生産物危険といった事業活動に必要なリスクを包括的に補償するので、手続は1回で済みます。

施設・業務
遂行危険

製造物・完成
作業危険

受託物危険

受託不動産
危険

3

保険期間途中での変更手続が 不要で、とっても安心

- すべての事業が補償範囲になるので、保険期間途中で事業が追加になっても手続不要で補償します。
- すべての事業所が補償対象になるので、保険期間途中で事業所が増えても手続不要で補償します。



Point

一般的な保険では、申込内容の変更が生じた場合、変更手続がされていない場合は補償対象になりません。

4

業種に応じた幅広い補償で 貴社を守ります

運送事業者では、借用フォークリフトの運転ミスによる損害を補償するなど、業種独自に必要なリスクを補償します。

5

時代に求められる特約を用意

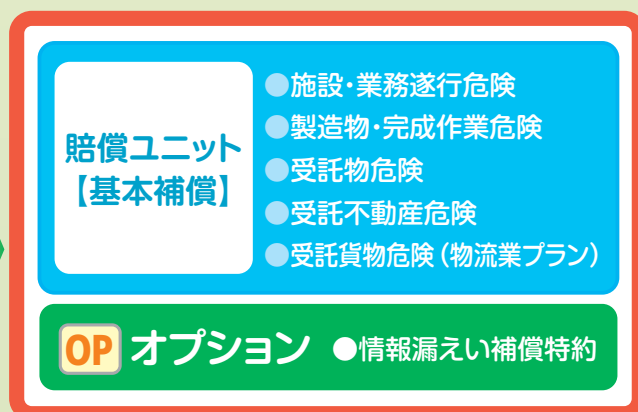
リコール費用、情報漏えい補償といった、時代に求められる特約をご用意しています。

今までの保険



- ▶ バラバラに加入していると漏れがないか不安…
- ▶ 事業所ごとに補償内容がバラバラになってないか不安…

ビジネス総合保険制度では



- ▶ さまざまな賠償リスクを1つにまとめて補償します!
- ▶ 複数の事業所も1つにまとめて補償します!



事業運営は山あり谷あり。「ビジネス総合保

スタート

ご自分の職業に合わせてコースを選びましょう。

製造・小売・飲食業 コース

念願の自分のお店をオープンさせた。みんなからお祝い金をもらう。

自転車で配達中、通行人とぶつかり、ケガをさせた。

▶ **賠償ユニット**

給水管が破裂し、商品が水濡れたため、営業を休止した。

▶ **休業ユニット**

忙しくなり、新しく従業員を雇った。

店が手狭になり、在庫品を置くための倉庫を借りた。

倉庫に泥棒がはいり、商品を盗まれた。

▶ **物損害ユニット**

工事業 コース

工事業を請け負う会社を設立した。みんなからお祝い金をもらう。

工事現場内にあるクレーンが倒れ、近隣の民家を倒壊させた。

▶ **賠償ユニット**

忙しくなり、新しく従業員を雇った。

火災により借りている建物に損害が生じた。

▶ **賠償ユニット**

工事現場に入ってきた通行人を、拘束し泥棒呼びわりした。

▶ **W 賠償ユニット**

ホームページを開設し、お店の商品のネット販売を始めた。

お客さまを万引犯と間違えてしまい、トラブルになった。

▶ **W 賠償ユニット**

道路貨物運送業 コース

運送会社を設立した。みんなからお祝い金をもらう。

間借りしている配送センター内でトラックの運転を誤り、建物の壁を大破させた。

▶ **賠償ユニット**

新しく従業員を雇い、駐車場も借りた。

事務所で火災発生し、書類等がし、営業を休止

▶ **休業ユニット**

強い暴風雨で、建設中の建物が倒壊した。

▶ **物損害ユニット**

事務所からし、階下の店商品を濡らし

▶ **賠償ユニット**

商品がネットで話題となり、売りが上がった。

顧客情報により、個漏えいした。

▶ **OP 賠償ユニット**

「保険制度」であらゆるリスクに備えましょう！

「ビジネス総合保険制度」は事業活動で起こりうるさまざまなリスクを職種に合わせてサポートします！ 貴社の業務運営にはどんなリスクが考えられますか？

OP：オプション W：ワイドプラン

ビジネスプラン

▶▶▶
P6にススム

冷蔵庫の故障により商品に損害が出た。

▶ OP 物損害ユニット

お店に車が突っ込み、建物が壊されたため、営業を休止した。

▶ 休業ユニット

製造が追いつかなくなり、新たに工場を開設した。

労働争議で、設備や商品が壊された。

▶ 物損害ユニット

売り上げ好調で、2号店を新規出店。



取引先にウイルス感染メールを送信し、取引先サーバー保管データが消去された。

▶ OP 賠償ユニット

工事現場の仮設事務所が、夜間壊された。

▶ 物損害ユニット

工事業プラン

▶▶▶
P8にススム

新しく社屋を建てた。



が発火、失した。

搬入先で荷物の置き方が悪く、荷物が崩れ落ち、搬入先の従業員にケガをさせた。

▶ 賠償ユニット

仕事の依頼が増えたので、自社倉庫を新設した。

荷物積込作業中に誤ってフォークリフトのフォーク部分で荷物をこわした。

▶ OP 賠償ユニット

倉庫に車が突っ込み、建物が壊されたため、営業を休止した。

▶ 休業ユニット

漏水のた。

ット

仮設倉庫に置いていた工事用資材が盗まれた。

▶ 物損害ユニット

事故により、約定した履行期日の翌日から6日以上工事遅延が発生し、発注者に対して遅延損害賠償金を負担した。

▶ OP 賠償ユニット

自社ビルを建てた。

トラックの衝突事故により積載貨物の機械をこわした。

▶ 賠償ユニット

レンタル品のパレットが夜間盗まれた。

▶ 賠償ユニット

物流業プラン

▶▶▶
P10にススム

の誤送 個人情報 がた。

償ユニット

大雨による洪水でお店が浸水したため営業を休止した。

▶ W 休業ユニット





ビジネスプラン

対象となる業種

製造業、卸売業、小売業、
飲食業 など



賠償ユニット

賠償責任の補償

次のような事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※詳しくはP21以降をご確認ください。

E エコノミープラン

業務遂行危険

自転車で配達中、
通行人とぶつかり、
ケガをさせた。



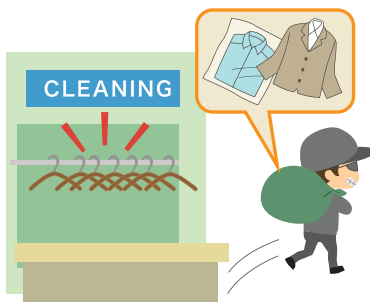
製造物危険

提供した飲食物が腐って
いたために、お客さまが
食中毒になった。



受託物危険

お客さまから
お預かりした
コートが盗まれた。



受託不動産危険

火災により借りている
建物に損害が生じた。

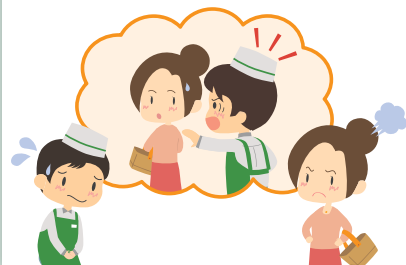


など

W 充実補償のワイドプラン

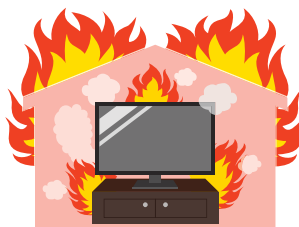
人格権侵害

お客さまを万引犯と間違えてしまった。



製造物自体の損害

製造、販売した電化製品に結線ミスが
あり出火し、家屋とともに電化製品自体
も焼失した。
※電化製品のみが焼失した場合は、対象とな
りません。



作業の結果自体の損害

機械組立作業の不備により、引渡後その
機械が炎上した結果、工場とともにその
機械自体も焼失した。
※引き渡した機械のみが焼失した場合は対象
となりません。



など

保険金のお支払事例

お支払額	業 種	事 故 の 概 要
3,027万円	小 売 業	デパートで買い物客の後方よりスキー板が倒れ、負傷。
1,965万円	飲 食 業	ビルでトイレ配水管が詰まり、階下に水濡れ損害発生。
451万円	製 造 業	納品した樹脂に異物が混入し、樹脂を使用した製品が使用不能に。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

不良完成品、不
良製造品・加工
品リスクも補償
対象です!



休業ユニット

休業損失の補償

次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

※対象物件の種類・場所(次ページ「対象物件」ご参照)によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくはP26以降をご確認ください。

E エコノミープラン

風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされたため、営業を休止した。

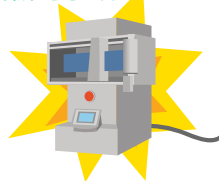


など

W 充実補償のワイドプラン

電氣的事故・機械的事故

過電流で機械がこわれた。



食中毒の発生など

提供した食品が原因で食中毒が発生し、営業を一部休止し、利益が減少した。



など

保険金のお支払事例

お支払額	業 種	事 故 の 概 要
5,420万円	カラオケボックス	カラオケボックスより出火、建物および収容中の什器等が焼汚損ならびに消防放水による水濡れ損を被り、長期間営業を休止した。
1,000万円	飲 食 業	天井裏から出火しラーメン店が焼損。
648万円	飲 食 業	集中豪雨により、店舗が浸水し、休業した。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。



物損害ユニット

物損害の補償

次の事故によって、保険の目的(保険の対象)に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※詳しくはP24以降をご確認ください。

E エコノミープラン

火災、落雷、破裂・爆発

事務所で火災が発生し、什器が焼失した。



給排水設備に生じた事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れた。



風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。



受託不動産危険

火災により借りている建物に損害が生じた。



など

W 充実補償のワイドプラン

盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。



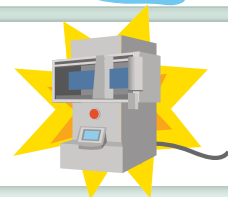
水災^(注1)

大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。



電氣的事故・機械的事故^(注1)

過電流で機械がこわれた。



など

(注1) 自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。

保険金のお支払事例

お支払額	業 種	事 故 の 概 要
2,340万円	飲 食 業	天井裏から出火しラーメン店が焼損。
602万円	飲 食 業	上階からの漏水で店舗設備什器が水濡れ。
522万円	卸売・小売業	事務所に保管中の現金が盗難にあう。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。



工事業プラン

対象となる業種

工事業業者



賠償ユニット

賠償責任の補償

次のような工事中や工事完了後の事故、事務所などの施設の所有・使用・管理に起因する事故、借用物の損壊事故といった事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※詳しくはP21以降をご確認ください。

E エコノミープラン

業務遂行危険

工事現場内にあるクレーンが倒れ、近隣の民家を倒壊させた。



製造物・完成作業危険

配線工事の配線ミスにより機械から出火し、工場を全焼させた。



受託物危険

リース中の機械をこわしてしまった。
※1回の事故につき500万円限度



受託不動産危険

火災により借りている建物に損害が生じた。



など

W 充実補償のワイドプラン

工事完了後に事故が発生した場合の再施工費用も補償!

屋根の修繕工事完了後、屋根の一部が崩れたことにより、雨漏りが発生し、テレビをこわしたため、再度屋根を修繕した。

※1回の事故につき1,000万円限度



人格権侵害・宣伝障害による賠償責任も補償!

工事現場に入ってきた通行人を、公衆の面前で拘束し泥棒呼ばわりした。



など

保険金のお支払事例

お支払額	事故の概要
1億円	基礎工事に伴う杭打ち作業中、試掘調査不十分により地中埋設通信ケーブル、送油管を損傷。
684万円	施工した配水管の不良により漏水。
330万円	リース車両の破損。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。



物損害ユニット

物損害の補償

次の事故によって、保険の目的(保険の対象)に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※保険の目的(保険の対象)の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくはP28以降をご確認ください。

E エコノミープラン

火災

建設中の家が
火災により全焼した。



風災、^{ひょう}雹災、雪災、水災

暴風雨・雪災・水災などにより
建設中の建物が倒壊した。
(地震・噴火・津波による損害
は対象外です。)



盗難

仮設倉庫に置いていた
工事用資材が盗まれた。



設計の欠陥

設計ミスにより工事中
の建物が倒壊した。
(設計・材質・製作上の
欠陥を除去するための
費用は対象外です。)



など

W 充実補償のワイドプラン

橋梁工事における河川の増水による 工事用材料の流出も補償!

^{きょうりゅう}
橋梁工事を行っている最中、河川で洪水が
発生し、堤外地内に保管していた工事用材
料が流された。



など

保険金のお支払事例

お支払額	事故の概要
5,420万円	マンション新築工事の仮設事務所の火災。
956万円	店舗新築工事の集中豪雨による水濡れ。
323万円	マンション新築工事現場の電線が盗難。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。



物流業プラン

対象となる業種
道路貨物運送業、
倉庫業、梱包業



賠償ユニット

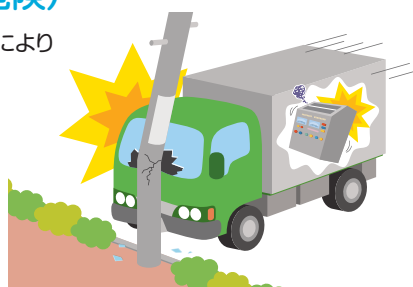
賠償責任の補償

次のような事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払します。

※詳しくはP21以降をご確認ください。

貨物に関する賠償責任 (受託貨物危険)

トラックの衝突事故により
積載貨物である
機械をこわした。



借用不動産に関する賠償責任 (受託不動産危険)

間借りしている配送センター
内でトラックの運転を誤り、
建物の壁を大破させた。



借用財物に関する賠償責任 (受託物危険)

借用したトレーラー^{けんいん}を牽引^{けんいん}走行中、
衝突事故を起こし、
トレーラーが大破した。



第三者に関する賠償責任 (施設・業務遂行危険、製造物・完成作業危険)

次の①から④までが原因で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

①貴社が所有、使用または管理する施設

②貴社の業務の遂行

③貴社が製造、販売、供給した製品・商品など

④貴社が引き渡した作業の結果



荷物搬入中、台車を入口の自動ドアにぶ
つけてしまい、ドアのガラスをこわした。



搬入先にて一時的に借用したフォークリ
フトで走行中^(注1)に搬入先の従業員をは
ねて、大ケガをさせた。



荷物搬入先で荷物の置き方の不備によ
り荷物が崩れ落ち、搬入先の従業員にケ
ガをさせた。

(注1) 自動車の所有、使用または管理に起因する事故は補償の対象外となりますが、施設構内(自社、他社は問いません。)での構内専用車の所有、使用または管理に起因する事故は補償の対象となります。

OP オプションの補償

受託貨物危険オールリスク補償特約

列挙危険による場合だけでなく、破損、汚損などを含めたさまざまな偶然な事故によって貴社が受託した貨物をこわしたことにより、荷主に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、貨物の種類によっては、補償の対象とならない事故や保険金をお支払いする条件が制限される場合があります。



■ 列挙危険とオールリスクの補償範囲（主なもの）

事故の種類	列挙危険	オールリスク
火災・落雷	○	○
輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁または座州	○	○
破裂・爆発	○	○
風災・雹災・雪災・水災	○	○
給排水管・湿度調整装置などからの蒸気・水の漏出・溢出	○	○
スプリンクラーからの内容物の漏出・溢出	○	○
盗難（警察への届出が必要です。）	○	○
破損・曲り損・凹み損・汚損	×	○
汚損・擦損	×	○
紛失・不着	×	○
混入・汚染	×	○
虫食い・ねずみ食い	×	×
自然の消耗・固有の欠陥・性質	×	×
荷造りの不完全	×	×

○：補償の対象、×：補償対象外

■ 保険金のお支払いが制限される貨物の補償範囲

貨物の種類	受託貨物危険オールリスク補償特約をセットしない場合	受託貨物危険オールリスク補償特約をセットする場合
青果物・生鮮食料品・植物	列挙危険	列挙危険
冷凍・冷蔵貨物・保温・保冷貨物	列挙危険 温度変化損害補償対象外	オールリスク 温度変化損害補償対象外
中古貨物	列挙危険 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷、 掻き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外	オールリスク 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷、 掻き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外
引越荷物・個人の家財	列挙危険 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷、 掻き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外	オールリスク 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷、 掻き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外
バラ積貨物・タンク入液状貨物	列挙危険 容積・重量減補償対象外	オールリスク 容積・重量減補償対象外
コンテナ自体	受託物危険で対象	受託物危険で対象
自動車・バイク・原付	×	×
家畜・生動物・生魚	×	×
貨紙幣類	×	×
美術品・骨董品、宝石・貴金属類	×	×

×：補償対象外

お支払額	事故の概要
775万円	受託貨物（電子ピアノ）の運搬中、トレーラーが横転し、貨物を破損させた。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。



物流業プラン

対象となる業種
道路貨物運送業、
倉庫業、梱包業



休業ユニット

休業損失の補償

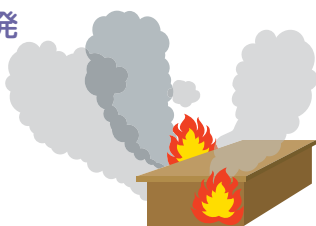
次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

※対象物件の種類・場所(下記「対象物件」ご参照)によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくはP30以降をご確認ください。

①対象物件に損害が発生した結果生じた休業損失など

火災、落雷、破裂・爆発

事務所で火災が発生し、什器が焼失し、営業を休止した。



盗難

倉庫に泥棒が侵入し、什器が盗まれたため、営業を休止した。



風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、倉庫内の設備が吹き飛ばされたため、営業を休止した。



水災

大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれたため、営業を休止した。



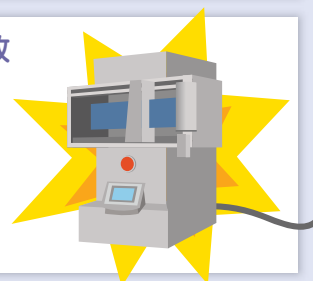
建物の外部からの物体の衝突、飛来など

倉庫に車が突っ込み、建物がこわれたため、営業を休止した。



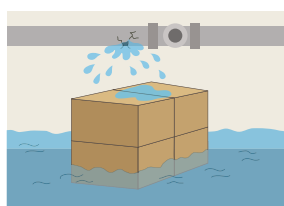
電氣的事故・機械的事故

過電流で機械がこわれたため、営業を休止した。



給排水設備に生じた事故による水濡れなど

給水管が破損し、備品が水濡れたため、営業を休止した。



その他の不測かつ突発的な事故

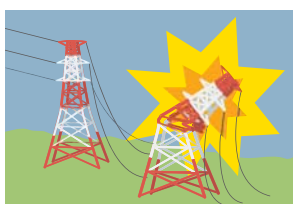
機械を搬入中に誤って落とし、こわしてしまったため、営業を休止した。



②次の事由が発生した結果生じた休業損失など

電気・ガス・水道等の供給の中断

事故により電気の供給が中断し、営業を一部休止した。



対象敷地内^(注)に面する道路における異常事態

集配所出入口の前でタンクローリーが横転し、避難命令がなされたため営業休止を余儀なくされた。

(注) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。



OP

おすすめのオプション

全業種セット可能

サイバーテロを含む 情報漏えい事故も補償

個人情報・法人情報が漏えいしたこと、またそのおそれが生じたことにより、企業が負担する損害を補償します。サイバー攻撃（不正アクセス、ウイルス感染等）による損害賠償請求やマイナンバーの漏えいによる損害賠償請求にも対応しています。
※詳しくはP32をご覧ください。



顧客情報の誤送信により大量の顧客情報データが流出した。



取引先にウイルス感染メールを送信し、取引先サーバー保管データが消去された。

ビジネスプラン

リコール事故も補償

製造物・完成作業リスクに起因して他人の身体障害や財物損壊が発生、もしくはその「おそれ」がある場合に実施するリコール費用を補償します。
※詳しくはP32をご覧ください。



製造したベビーカーについて、脚が折れてケガをするおそれが判明したため回収を行った。



食品加工機械が爆発しヤケドを負った。原因究明のため事故の原因となった機械の検査、回収を実施した。

工事業プラン

工事の遅延損害も補償

原因事故^(注1)が発生したことにより、対象工事の請負契約書において約定した履行期日の翌日から6日以上工事遅延が発生し、その結果、貴社が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害も補償します^{(注2) (注3)}。

(注1) 保険金のお支払いの対象となる施設・業務遂行リスクに起因した身体障害・財物損壊事故をいいます。

(注2) 1回の事故につき、500万円または工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金のいずれか低い額を限度にお支払いします。

(注3) 損害賠償金と合算して、賠償ユニットの保険金額が限度となります。

※詳しくはP33をご覧ください。

工所用仮設備・工所用機械器具補償特約により、 工所用機械器具などの損害を補償！

(エコノミープランの場合は、この特約をセットいただけません。)

上記補償対象物に加え、次のものが補償対象物となります。

- 工用の発電器、バッチャープラント、受・変電設備などの据付型機械設備
- 建設機械、測量機器などの工所用機械器具およびそれらの部品（金槌、鋸、金型などは含まれません。）
- 建設用工作車（登録、車両番号の指定などを受けているものは対象となります。）

※保険期間を通じて500万円を限度にお支払いします。



自社所有の建設用工作車が建設現場から盗まれた。

セット可能なオプションおよび内容については、32、33ページをご確認ください。

リコール特約

製造物・完成作業リスクに起因して他人の身体障害や財物損壊が発生、もしくはその「おそれ」がある場合^(注)に実施するリコール費用を補償する特約です。

支払限度額

	リコール費用補償特約 (商工三団体用)	リコール費用限定補償特約 (商工三団体用)
支払限度額(保険期間中)	1億円もしくは3,000万円の2つのタイプからご選択ください。	
自己負担額(免責金額)(1事故あたり)	なし	
1回の回収あたりの支払限度額	損害の額 × 90% = 保険金の額	

お支払いする主な保険金の種類

対象製品の回収等を実施するうえで必要かつ有益なもので、実際に対象商品の回収等の実施を目的とするものにかぎります。

① 回収(リコール)費用

回収のために実際に要した輸送費用、通信費用等の費用をいいます。

② 社告費用

新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどによる社告費用をいいます。

③ 回収製造物の廃棄費用

④ 回収製造物の修理費用^(注)⑤ 代替品の製造原価・仕入原価または回収製品と引換えに返還する対価^(注)

被保険者の利益を控除した額となります。

など

(注)リコール費用限定補償特約(商工三団体用)では補償の対象となりません。

重要 保険金をお支払いできない主な場合

1. リコール費用補償特約、リコール費用限定補償特約 共通

- 契約者、被保険者、これらの代理人の故意もしくは重大な過失による事故の発生もしくはそのおそれまたは法令違反
- 対象製造物の自然の消耗、摩滅、錆、かび、むれ、腐敗、変質、変色など
- 保存期間または有効期間を限定して製造、販売等を行った対象製造物の同期間経過後の品質劣化
- 核燃料物質による事故
- 対象製造物の修理または代替品のかし
- 牛海綿状脳症(BSE)または感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された感染症またはそれらのおそれ
- 次の財物のかしに起因する回収等
 - ①自動車、原動機付自転車および自転車 ②電池、ACアダプターまたは充電器 ③チャイルドシート ④たばこまたは電子たばこ
 - ⑤武器 ⑥航空機 ⑦血液製剤
- 初年度契約日^(注)より前に、契約者または被保険者が、事故の発生を知った場合もしくは知ったと合理的に推定される場合

など

2. リコール費用補償特約部分

- 次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・表示誤り、または次の者による脅迫行為もしくは加害行為
 - 被保険者(法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行機関を含みます。)
- 対象製造物の効能、性能に関する不当な表示または虚偽の表示
- 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任

など

3. リコール費用限定補償特約部分

- 契約者、被保険者、これらの代理人以外の者による脅迫行為または加害行為

など

(注)初年度契約日は、本制度または中小企業PL保険制度におけるリコール特約に最初に加入した日(一度脱退した場合は、再度加入した日)となります。

情報漏えい補償特約

情報漏えいが発生したこと、またはその「おそれ」が生じたことにより企業が負担する損害を補する特約です。

支払限度額

次の4つのタイプからご選択いただきます。

	支払限度額(1事故・保険期間) ^(注1)		自己負担額 (免責金額) (賠償・費用毎) ^(注4)
	損害賠償に関する補償 ^(注2) ネットワーク危険に関する補償	費用に関する補償 ^(注3)	
A	1,000万円	100万円	10万円
B	5,000万円	500万円	10万円
C	1億円	1,000万円	10万円
D	3億円	3,000万円	10万円

(注1) 支払限度額は、1事故かつ保険期間中通算の支払限度額となります。

(注2) 争訟対応費用はタイプに関わらず支払限度額(1事故・保険期間)1,000万円となります。

(注3) 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合にかぎり、見舞費用については個人情報1件につき1,000円限度となります(従業員等に対する見舞費用は支払対象外です。)

(注4) 争訟費用、争訟対応費用、権利保全費用、協力費用については自己負担額(免責金額)は適用されません。

お支払いする主な保険金の種類

1. 損害賠償に関する補償	●損害賠償金 ●権利保全費用 ●争訟費用 ●協力費用 ●争訟対応費用
2. 費用に関する補償	●マスコミ対応費用 ●公告費用 ●コンサルティング費用 ●通信費用 ●見舞費用 ●事故原因調査費用 ●損害賠償請求費用 ●臨時対応費用
3. ネットワーク危険に関する補償	●損害賠償金 ●権利保全費用 ●争訟費用 ●協力費用 ●争訟対応費用

重要 保険金をお支払いできない主な場合

1. 損害賠償に関する補償・費用に関する補償 共通

- (1) 記名被保険者^(注1)の故意または法令に違反することを知らずに行った行為に起因する情報漏えい等
- (2) 記名被保険者が、初年度契約の保険期間の初日より前に情報漏えい等が発生していることを初年度契約の保険期間の初日に知っていた場合
- (3) 客観的に発生の実事確認できない情報漏えい等
- (4) 偽りその他不正な手段により取得した情報に発生した情報漏えい等
- (5) 記名被保険者の父母、配偶者、子または同居の親族からの損害賠償請求
- (6) 情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことに起因してなされた損害賠償請求
- (7) 記名被保険者が本人に対して情報の利用目的またはその変更を通知・公表しないことに起因してなされた損害賠償請求
- (8) 日本国外で提起された損害賠償請求

2. 損害賠償に関する補償部分

- (1) 被保険者の情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に発生した法令違反
- (2) 被保険者が、あらかじめ本人の同意を得ない

で、利用目的の達成に必要な範囲を超えて行う情報の取扱い

- (3) 履行不能または履行遅延
- (4) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任
- (5) 被保険者が支出したか否かを問わず、違約金に起因する損害賠償請求
- (6) 記名被保険者の役員または情報共同利用者等からなされた損害賠償請求
- (7) 被保険者が第三者へ情報を提供したり、その取扱いを委託したことが情報漏えい等に該当するとしてなされた損害賠償請求
- (8) 被保険者が第三者と情報を共同して利用したことが情報漏えい等に該当するとしてなされた損害賠償請求
- (9) 被保険者が第三者から個人データを提供され、その取扱いを委託されたことが、情報漏えい等に該当するとしてなされた損害賠償請求

3. 費用に関する補償部分

- (1) 個人情報以外の情報の流出
- (2) 記名被保険者でのみ使用可能な商品券の購入費用および発送費用や記名被保険者の商品、役務等の提供またはこれらの対価の減免にかかる費用
- (3) 損保ジャパン日本興亜または取扱代理店が書面による個人情報漏えい等の通知を受領した日から180日を超えて被保険者が被る損害

(4) 記名被保険者の使用人等に対する見舞費用

4. ネットワーク危険に関する補償部分

- (1) この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対して提起された損害賠償請求の中で申し立てられていた事由に起因する損害賠償請求
- (2) 電子マネー(出入金など金銭の情報を電子化した、現物の通貨と同様の動きをするものをいいます。)に起因する損害賠償請求
- (3) ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求
- (4) 対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求
- (5) 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した(対価の有無を問いません。)情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求
- (6) 被保険者以外の者に管理を委託されたまたはメンテナンスを行った(対価の有無を問いません。)情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求

(注1) 記名被保険者が法人である場合には、その役員とします。

(注2) 知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

など

ご加入の流れ

1 加入プランを選択 貴社事業内容に応じて3つのプランからお選びください。

ビジネスプラン



製造業・小売業・
飲食業など

▶▶▶ P6

工事業プラン



工事業

▶▶▶ P8

物流業プラン



道路貨物運送業
など

▶▶▶ P10

(注)直近会計年度の年間の全売上高(消費税を含みます。以下同様とします。)が100億円以下の事業者が対象です(物流業プランは売上高の制限はありません。)。また、一部対象とならない業種もあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

2 補償の対象とするユニットを選択

基本補償

ビジネスプラン



賠償ユニット

工事業プラン



賠償ユニット

物流業プラン



賠償ユニット

選べる補償



物損害ユニット



休業ユニット



物損害ユニット



休業ユニット

3 補償プランを選択 (ビジネスプラン・工事業プランの場合)2つのプランからお選びください。

W 充実補償のワイドプラン

補償内容が充実したプランです。

E エコノミープラン

補償内容を限定したプランです。

4 保険金額・自己負担額の設定

①ユニットごとに保険金額をお選びください。

賠償ユニット	賠償責任等	●5,000万円 ●1億円 ●3億円 ●5億円 ●10億円
	受託貨物危険 (物流業プラン)	●100万円 ●500万円 ●1,000万円 ●2,000万円 ●3,000万円 ●4,000万円 ●5,000万円
物損害ユニット	休業ユニット	●1,000万円 ●3,000万円 ●5,000万円 ●1億円 ●2億円 ●3億円 ●5億円

②自己負担額をお選びください。

賠償ユニット	賠償責任等	●なし ●1万円 ●5万円 ●10万円
	受託貨物危険(物流業プラン)	●5万円 ●10万円
物損害ユニット	工事業プラン	●1万円 ●5万円 ●10万円

OP オプションを選択

5

- ▶ リコールに関する補償 ▶▶▶ 詳しくはP14をご覧ください。
- ▶ 情報漏えいに関する補償 ▶▶▶ 詳しくはP15をご覧ください。
- ▶ その他のオプション ▶▶▶ 詳しくはP32～P33をご覧ください。

貴社の年間売上高のご申告（一部業種は延床面積もご申告いただきます。）

6

売上高および延床面積の確認資料は、ご提出不要です！

※お客さまからご申告いただいた「直近会計年度の年間売上高（消費税込み）」または「契約時の延床面積」、新規事業者の場合は事業計画により保険料を算出します。
保険料算出の基礎数字については正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

7

お見積り

8

ご成約

ご加入方法

① 必要書類

新規・中途・継続加入共通

- 全国中小企業団体中央会「ビジネス総合保険制度」加入依頼書
- 預金口座振替依頼書（注）

（注）新規加入または継続加入で振替口座を変更する場合は「預金口座振替依頼書」を提出してください。

② 掛金^{（注1）}の払込方法

- 一時払の場合：掛金は補償開始月の翌月5日（休日の場合は翌営業日）に引落とします。
- 12回払の場合：掛金は補償開始月の翌月5日（休日の場合は翌営業日）より毎月引落とします。

なお、通帳へは「SMBCビジネスセイド」^{（注2）}と印字されます。

（注1）一時払の場合は年額保険料に制度維持費300円、12回払の場合は月額保険料に制度維持費300円が加算されたものです。
制度維持費は事務手続き費用等に使用します。

（注2）金融機関により通帳印字が異なるケースがございます。

③ 申込締切日

取扱代理店必着の期限となります。

- （1）平成29年7月1日補償開始の場合：平成29年6月15日
- （2）中途加入の場合：補償開始月の前月15日（土日祝日の場合は前営業日）

■7月1日より加入の場合のスケジュール

6月		7月	8月	
15日 締 切	1日 保 険 始 期	月末 発 入 者 証 送	5日 掛 金 引 落	

対象業種と対象業務



ビジネスプラン

対象業種

次の条件をすべて満たす事業者の方がご契約いただけます。

- 直近会計年度の年間の売上高が100億円以下
- 「販売対象業種」※1の年間売上高が全ての事業の80%以上
- 「引受禁止業種」※2を全くおこなっていない。
- 「条件付販売対象業種」※3が最も高い業種ではないこと。

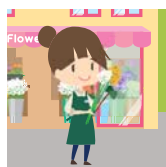
※1 販売対象業種



製造業



卸売業



小売業



飲食業



理美容業



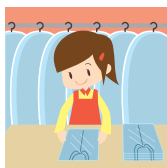
カラオケボックス



自動車整備業



ガソリンスタンド



洗濯業



不動産仲介業



専門サービス業



設計・デザイン業



情報サービス業



ソフトウェア業

※2～3については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

対象業務

貴社のすべての業務（一部の業務や一部の支店などに限定したご契約はできません。）

- 貴社が行う事業活動全般が補償対象となります。
- 新規出店や在庫高などの変動があっても保険期間の末日まで自動的に補償しますのでご契約内容の変更手続きが不要です。



工事業プラン

対象業種

次の条件をすべて満たす事業者の方がご契約いただけます。

- 直近会計年度の年間の全売上高が100億円以下
- 年間売上高に占める工事の売上高の割合が80%以上

※ダム建設工事または単独の解体工事を行うことのある事業者の方は、この保険をご契約いただけません。別の商品をご案内しますので取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

対象業務

貴社のすべての業務（一部の業務や一部の支店などに限定したご契約はできません。）

- 貴社が行う事業活動全般が補償対象となります。
- 保険期間中に貴社が行う工事(注)は自動的に補償の対象となりますので、個々の工事についての通知は不要です。

(注) 貴社が共同企業体(JV)の構成員(貴社が下請負人となる場合は除きます。)となる工事のうち、共同施工方式で行う工事については対象となりません。ただし、賠償ユニットでは、工事完了後の事故にかぎり対象となります。



物流業プラン

対象業種

次の条件をすべて満たす事業者の方がご契約いただけます。

- 次の事業の売上高が全売上高の80%以上
「道路貨物運送業」、「倉庫業」、「梱包業」
- 貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者または貨物軽自動車運送事業の届出を行っている事業者
- 次の貨物が主要な貨物ではないこと
引越荷物、易損品、自動車、大型機械類（解体や据付けを行う場合）、生動物、現金、貴重品

対象業務

貴社のすべての業務（一部の業務や一部の支店などに限定したご契約はできません。）

- 貴社が行う事業活動全般が補償対象となります。
- 保険期間中にトラックの入替が発生した場合の手続きは不要です。

※各プランの条件のいずれかを満たさない事業者の方は、この保険にご契約いただけません。
別の商品をご案内しますので、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

割引率について

一般の加入より**最大約66%割安**に加入できます。

- ▶ 物流業プラン（賠償ユニット）に対する最大の割引率です。
- ▶ 団体割引30%、フリート契約者割引40%、安全性優良事業所割引20%を適用した場合です。

※個別の事業者における適用割引率は条件により異なります。

【計算式】

$$(1 - 30\% \text{ 団体割引}) \times (1 - 40\% \text{ フリート割引}) \times (1 - 20\% \text{ 安全割引}) \\ = 0.34 \Rightarrow \text{最大約66\%割引}$$

- ▶ ご加入プラン、補償の対象とするユニットにより適用される割引率は異なります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■**商品の仕組み** この商品は事業活動総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■**保険契約者** 全国中小企業団体中央会

■**保険期間** 平成 29 年 7 月 1 日午後 4 時から平成 30 年 7 月 1 日午後 4 時まで 1 年間となります。
以降毎月 15 日までの受付分について、受付日の翌月 1 日午後 4 時から 1 年間となります。

■**申込締切日** 平成 29 年 6 月 15 日

■**引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等**

引受条件（保険金額等）、保険料はご加入時の加入依頼書をご確認ください。

●**加入対象者** 全国中小企業団体中央会または、都道府県中小企業団体中央会の会員

●**被保険者** 全国中小企業団体中央会または、都道府県中小企業団体中央会の会員

●**お支払方法**

◆**一時払の場合**

平成 29 年 8 月 5 日にご指定の口座から引落としとなります。加入日（保険始期日）の翌月 5 日にご指定の口座から引落としとなります。

◆**12 回払の場合**

平成 29 年 8 月 5 日よりご指定の口座から毎月引落としとなります。加入日（保険始期日）の翌月 5 日よりご指定の口座から毎月引落としとなります。

※制度維持費として 1 加入者ごとの保険料（月額・年額）に制度維持費（事務手続費用等に充当しています。）300 円が加算されます。

※引落としができなかった場合は、翌月に引落とし（12 回払の場合は 2 か月分）。2 か月連続で引落としができなかった場合は引落としできなかった月の前々月の 1 日をもって脱退となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引落としから 2 か月連続で引落としができなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。

●**お手続き方法**

加入依頼書に必要な事項をご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。

●**中途加入**

保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月 15 日までの受付分は受付日の翌月 1 日（15 日過ぎの受付分は翌々月 1 日）の午後 4 時から 1 年間となります。保険料につきましては、保険期間開始日の翌月から控除します。

●**中途脱退**

この保険から脱退（解約）される場合は、脱退する月の前月 15 日までにご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。

■**満期返れい金・契約者配当金**

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ビジネスプラン・工事業プラン・物流業プラン



賠償ユニット

お支払いする保険金の内容

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	
① 損害賠償金 (被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。)	日本国内で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、加入プラン・補償プランに応じて保険金をお支払いします。 保険金は、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額) ^(注1) を上回る場合に、保険期間を通じて賠償責任等の保険金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。	
	損害の種類	お支払限度額
	身体の障害 ^(注2)	保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度
	人格権侵害・宣伝障害 ^(注3)	
	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能 ^(注2) 損傷等の発生していない財物の使用不能 ^{(注2)(注3)} 製造物自体・作業の結果自体の損壊 ^(注3)	
	財物の損壊	1事故1,000万円限度
		1事故500万円または時価額のいずれか低い額限度
		1事故100万円限度
		1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度
		1事故100万円限度
	受託貨物 (物流業プランのみ)	1事故賠償責任受託貨物危険保険金額または時価額のいずれか低い額が限度 ^(注4)
		1事故100万円限度
	(注1) 賠償責任等自己負担額(免責金額)は、なし、1万円、5万円または10万円、受託貨物危険自己負担額(免責金額)は、5万円または10万円からお選びいただけます。 (注2) 被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合、製造物・完成作業危険については、被保険者のその共同企業体への出資割合を乗じた額を限度とします。 (注3) ビジネスプラン・工事業プランにご加入で、エコノミープランの場合は、お支払いの対象となりません。 (注4) 事故の原因が火災、落雷、破裂または爆発もしくは風災、雹災および雪災 ^{ひょう} のときは、賠償ユニットの保険金額が限度となります。 【ご注意】 被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパン日本興亜の承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。	
② 損害防止費用 ^(注5)	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。	
③ 権利保全費用 ^(注5)	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。	
④ 争訟費用 ^(注5)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。	
⑤ 協力費用 ^(注5)	損保ジャパン日本興亜が損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパン日本興亜の請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。	
⑥ 初期対応費用 ^{(注5)(注6)}	事故が発生した場合に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)をお支払いします。	
⑦ 争訟対応費用 ^{(注5)(注6)}	損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。	
⑧ 見舞費用 ^(注5) (ワイドプラン・物流業プランのみ)	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被害者1名(法人の場合は1法人)あたり2万円を限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。	
⑨ 建具等修理費用保険金 (ビジネスプランのみ)	貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。	

保険金の種類		お支払いする保険金の内容	
⑩ 受託貨物事故付帯費用 (物流業プランのみ)		次の(ア)から(エ)までの費用を合算して、1回の事故について100万円を限度としてお支払いします。	
	(ア) 廃棄費用	受託貨物の廃棄のために損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用です。ただし、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合にかぎり、お支払いします。	左記(イ)から(エ)までの費用は、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合またはその受託貨物を積載した輸送用具に列挙危険の事故が発生した場合にかぎり、保険金をお支払いします。
	(イ) 検査費用	受託貨物の検査のために支出した費用です。ただし、損保ジャパン日本興亜または損保ジャパン日本興亜が認める調査人または鑑定人が必要かつ妥当と判断した場合にかぎります。	
	(ウ) 継搬費用	受託貨物を最終仕向地へ輸送するために損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積み込みの費用です(ただし、燃料代および高速料金は含みません。)	
	(エ) 緊急輸送費用	受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち損保ジャパン日本興亜が必要または有益であったと認めた費用です。	

(注5) 結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注6) ⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

用語の説明	
用語	説明
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。
財物の損壊	● 施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ● 受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ● 受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ● 受託貨物危険については、次のものをいいます。 ・ 列挙危険による事故により受託貨物に発生した財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能 ・ 次のア、またはイ、により、損傷等の発生していない受託貨物の遅配に起因して発生した使用不能 ア. 列挙危険に該当する事故により輸送用具に損傷等が発生したこと イ. 貴社の占有する建物に、列挙危険の①から④までの事故により被害が発生したこと
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険、受託貨物危険以外のものをいいます。
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。
受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託不動産危険	貴社が借用する不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託貨物危険	受託貨物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託貨物	受託物のうち、貴社が輸送(輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。)の全部または一部を寄託される財物および倉庫寄託約款などが適用される財物をいいます。
列挙危険	次の①から⑨に掲げるいずれかの事由が発生したことをいいます。 ① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発 ④ 風災、雹災または雪災 ⑤ 水災 ⑥ 給配水管、冷暖房装置、冷凍装置、湿度調整装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出または溢 ⑦ スプリンクラーからの内容物の漏出または溢 ⑧ 盗難(侵入した形跡があり、警察でその届出が受理されているものにかぎります。) ⑨ 輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁または座州
遅配	貴社が荷送人より受託貨物の運送を直接引き受けた場合において、運送状などに記載された受託貨物を貨物受取日の翌日から起算して次に掲げる①から④までを合算した日数を経過するまでに荷受人などに対して引き渡しができなかったことまたは不在通知票による通知ができなかったことをいいます。 ① 集荷を行う場合は、集荷期間として1日 ② 発送期間として1日 ③ 輸送期間として運送距離170Kmごとに1日。ただし、1日未満の端数が生じた場合は1日とします。 ④ 配達を行う場合は、配達期間として1日
人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害
宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ② 著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③ 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用

保険金をお支払いできない主な場合

〈身体の障害・財物の損壊に関する事由〉

身体の障害・財物の損壊に共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染(突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。)
- 約定または合意によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害(労災事故)に対して負担する損害賠償責任
- 記名被保険者の所有物の財物の損壊
- 日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊
- 弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害(製造物・完成作業危険を除きます。)

施設・業務遂行に関する固有の事由

- 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、被保険者が所有または賃借する施設内での車両、工事現場内にある建設用工作車または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。)
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。)
- 塵埃または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
- 石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害

製造物・完成作業に関する固有の事由

- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
 - 記名被保険者の製品などのみに生じた財物の損壊
- 【ご注意】**ワイドプラン・物流業プラン**の場合、次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。
- ①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
 - ②貴社の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
 - ③貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任
 - 身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任

受託物および受託貨物(物流業プランのみ)に関する固有の事由

- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取
- 受託物の瑕疵、自然の消耗、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊

- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊
- 加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊(火災、爆発による場合を除きます。)
- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒気帯び運転者もしくは操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊

【ご注意】**工事業プラン**の場合は下記の損害もお支払いの対象外となります。

- リース・レンタル用品以外の賃借物に発生した財物の損壊
- 支給材等に発生した財物の損壊

【ご注意】**物流業プラン**の場合は下記の損害もお支払いの対象外となります。

- 家畜、生動物、生魚、その他これらに類する受託物および受託貨物に発生した財物の損壊

受託貨物(物流業プランのみ)に関する固有の事由

- 保険金を受け取るべき者の故意
- 荷造りの不完全
- 貨物の積載重量または積載方法などにかかる法令違反
- 輸送用具または輸送方法の不備
- 公権力による処分
- ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- 受託貨物のうち自動車または原動機付自転車に発生した財物の損壊
- 受託貨物のうち機械または器具の作動不良。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外来の事故によることが明らかな場合はお支払いの対象となります。
- 受託貨物のうち中古貨物の擦り傷、掻き傷、曲り、凹み、ひび割れまたは汚れ。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外来の事故によることが明らかな場合はお支払いの対象となります。

借用建物(受託不動産)に関する固有の事由

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊(被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合を除きます。)
- 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊

〈人格権侵害・宣伝障害に関する事由〉

- 被保険者の犯罪行為
- 採用・雇用または解雇に関する行為
- 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害
- 契約違反
- 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り

〈建具等の修理に関する事由〉(ビジネスプランのみ)

- 管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- 借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い
- 借用施設の管球類のみに生じた損害
- 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損傷であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
- 借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害

ビジネスプラン



物損害ユニット

お支払いする保険金の内容

保険金の種類	お支払いする保険金の内容												
①損害保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の「○・○」印がある偶然な事故により保険の目的(保険の対象)に損害^(注1)が生じた場合に、再調達価額^(注2)を基準としてお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか低い額をお支払いします。^(注3) (注1) ご契約者または記名被保険者が支出した損害防止費用のうち、必要または有益な費用の額を損害の額に含めません。 (注2) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。 (注3) 保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価^(注4)が基準となります。 (注4) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の価額をいいます。 (お支払いする損害保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した物損害ユニットの保険金額が限度となります。)												
②物損害事故付随費用保険金	損害保険金をお支払いする事故に直接起因する次の費用の合計額を、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用保険金</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残存物取片づけ費用</td><td>残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など</td></tr> <tr> <td>修理付帯費用</td><td>復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など</td></tr> <tr> <td>法令変更対応費用</td><td>建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用</td></tr> <tr> <td>エコ対策費用</td><td>復旧にあたり環境に資する製品^(注5)に買い換える場合などの追加費用</td></tr> <tr> <td>屋上緑化費用</td><td>保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用</td></tr> </tbody> </table> (注5) エコマークなどの環境ラベルの付いた製品などとなります。これら以外の製品については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。	費用保険金	内容	残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など	法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用	エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品 ^(注5) に買い換える場合などの追加費用	屋上緑化費用	保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用
費用保険金	内容												
残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など												
修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など												
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用												
エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品 ^(注5) に買い換える場合などの追加費用												
屋上緑化費用	保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用												
③通貨等盗難損害保険金 (ワイドプランのみ)	対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用現金・手形・小切手などまたは預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円^(注6)を限度にお支払いします。 (注6) オプション特約(P33ご参照)をセットされた場合は、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。												

【補償内容】

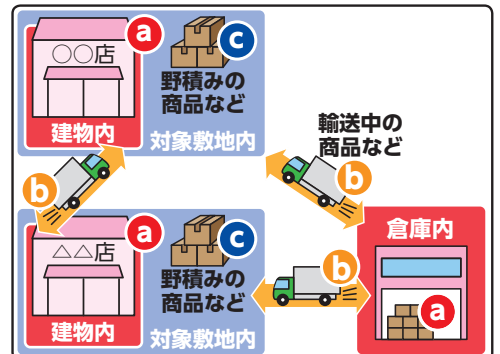
○:お支払いします。自己負担額(免責金額)はありません。 ○:自己負担額(免責金額)(1万円)を差し引いてお支払いします。 ×:お支払いできません。

W⇒ワイドプラン

E⇒エコノミープラン

No.	事故の種類	建物内 収容動産		建物外所在動産			
		a		b		c	
		W	E	W	E	W	E
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○
②	風災・雹災・雪災	設備・什器等		○	○	○	○
		商品・製品等		×	×	×	×
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○	○	○
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○	○	○	○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○	○	○
⑥	盗難	○	×	○	×	×	×
⑦	水災	設備・什器等		○	×	×	×
		商品・製品等		○	×	×	×
⑧	電氣的事故・機械的的事故	○	×	○	×	×	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	○	×	×	×

【保険の目的(保険の対象)の範囲イメージ図】



次の物は保険の目的（保険の対象）となりません。

- 建物 ●自動車 ●原動機付自転車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物 ●貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物 ●テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データなど

※建物は火災保険、自動車・原動機付自転車は自動車保険を別途ご手配ください。

保険金をお支払いできない主な場合

〈設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由〉

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の故意、重大な過失、法令違反による損害
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質などによる損害
- 対象建物外に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・雹災・雪災の損害
- 日本国外で発生した事故

など

〈設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由〉

- 保険の目的（保険の対象）の欠陥、自然消耗、劣化、ボイラスケール、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱などによる損害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 製造中または加工中の損害
- 保険の目的（保険の対象）のうち、管球類のみに生じた損害
- すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺、横領、置忘れ、紛失など
- 自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額・規定量以上に出ることによって生じた損害
- 楽器に生じた次のア.またはイ.の損害
 - ア. 絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破損
 - イ. 音色または音質の変化
- 保険の目的（保険の対象）が液体、粉体、気体などの流動体である場合における汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害
- 亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事する従業員の故意による損害
- 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入
- カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害^(注7)

など

〈商品・製品等に適用される固有の事由〉

- 冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じた損害^(注7)
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 受渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給による損害

など

〈手形・小切手の盗難に適用される固有の事由〉

- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次のア.からエ.に掲げる措置などを直ちに取らなかった場合
 - ア. 振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生のお知らせを行い、支払いの停止を依頼すること
 - イ. 公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権決定の申し立てをすること
 - ウ. 警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること
 - エ. その他損保ジャパン日本興亜の要求した手続を行うこと
- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡り損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害

など

(注7) オプション特約をセットされることによりお支払いします。

ビジネスプラン



休業ユニット

お支払いする保険金の内容

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
①休業損失保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の[◎・○・△]印がある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。(ただし、事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象外となる場合があります。) てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用^(注1)の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします^(注2)。お支払いする休業損失保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した休業ユニットの保険金額が限度となります。 (注1) 標準売上高に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含みません。 (注2) 保険金のお支払対象となるてん補期間は、いかなる場合も12か月までとなります。 (注3) 事故発生直前12か月のうちてん補期間に相当する期間の売上高をいいます。 (注4) 保険金支払の対象となる期間で、特に定めのない場合、事故が発生した時に始まります。ただし、12か月を限度とします。
②営業継続費用保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の[◎・○]印がある偶然な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、貴社の営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。^(注5) (注5) 保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も12か月までとなります。

補償内容

I. 次の事故により損害が発生した結果生じた休業損失など

◎: 事故発生日の当日分から休業損失、営業継続費用をお支払いします。

○: 事故発生日の翌日から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。) ×: お支払いできません。

W → ワイドプラン

E → エコノミープラン

No.	事故の種類	貴社所有のすべての設備・ ^{じゅう} 什器等や商品・製品等(下記【対象物件】 a)						建物、アーケードなど 下記【対象物件】 b ～ f に掲げる財物	
		建物内		建物外					
				輸送中・一時持ち出し中		左記以外(野積みなど)			
		W	E	W	E	W	E	W	E
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○	○	○ ^(注7)
②	風災・ ^{ひょう} 雹災・雪災	○	○	○ ^(注6)	○ ^(注6)	○ ^(注6)	○ ^(注6)	○	○ ^(注7)
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○	○	○	○	○ ^(注7)
④	給排水設備に生じた事故による水濡 ^ぬ れなど	○	○	○	○	○	○	○	○ ^(注7)
⑤	騒 ^{しょう} 擾、労働争議など	○	○	○	○	○	○	○	○ ^(注7)
⑥	盗難	○	×	○	×	×	×	○	×
⑦	水災	○	×	○ ^(注6)	×	×	×	○	×
⑧	電氣的事故・機械的事故	○	×	○	×	×	×	○	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	○	×	×	×	○	×

対象物件

a 貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等

b 貴社が所有または占有する業務用の建物

c 対象敷地内^(注8)にある貴社が占有するa以外の財物

d 対象敷地内^(注8)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など

e 対象敷地内^(注8)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など

f 供給者などが日本国内で占有する財物(ワイドプランのみ)

(注6) 商品・製品等についてはお支払いできません。(注7) 対象物件fについてはお支払いできません。

(注8) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

Ⅱ.次の事由が発生した結果生じた休業損失など(ワイドプランのみ)

○:事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。)

△:事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。また、営業継続費用はお支払いできません。 ×:お支払いできません。

No.	事由の種類	W	E
①	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・溢水	○	×
②	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○	×
③	不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中断	○	×
④	不測かつ突発的な事由による商品流通管理システムの中断	○	×
⑤	対象施設における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生(ただし、保健所長に届出のあったものにかぎります。)	△	×
⑥	対象施設における「O-157」「SARS」などの特定感染症の発生(ただし、保健所長に届出のあったものにかぎります。)	△	×
⑦	対象施設が食中毒・特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合の保健所などによる消毒などの措置	△	×

ご注意 対象物件にならない物

●自動車 ●原動機付自転車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物 ●貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物 など

保険金をお支払いできない主な場合

〈共通の事由〉

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故 ● 復旧・営業の継続に対する妨害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使 ● 供給者などの倒産
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- 対象建物外に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害 など

〈対象物件に生じた次の損害〉

- 次のア.からウ.の財物に生じた風災・雹災・雪災の事故により生じた損害
- ア. ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等
- イ. 建築中の屋外設備・装置
- ウ. 栈橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置

〈設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由〉

- 対象物件の欠陥、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- 製造中、加工中の損害 ● 管球類のみに生じた損害 ● すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺または横領によって生じた損害 ● 対象物件の置忘れ、紛失
- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害
- 対象物件である楽器に生じた次のア.およびイ.の損害
- ア. 絃のみの切断または打楽器の打皮のみの破損
- イ. 音色または音質の変化
- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中的従業員の故意によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など

〈対象物件である商品・製品等に生じた次の損害〉

- 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害 ● 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害 ● 対象物件の受け渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害 など

〈次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水〉

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動 ● 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意 ● 修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣 など

〈次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システムの中断〉

- ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断
- 労働争議 ● 脅迫行為 ● 水源の汚染、渇水または水不足 など

〈上記以外の事由〉

- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態
- 脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた食中毒・特定感染症の発生 など

工事業プラン



物損害ユニット

お支払いする保険金の内容

日本国内における次の(1)から(3)までの場所において発生した不測かつ突発的な事故により、補償対象物に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

- (1) 対象工事の工事現場
- (2) 工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事用仮設建物または資材置場もしくは倉庫
- (3) (1)や(2)の場所へ輸送をするため陸上輸送用具へ積み込みを開始した時から、陸上輸送用具から荷卸しが完了するまでの陸上輸送中(陸上輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。)

〈補償対象物〉

- 対象工事における工事の目的物^(注1)
- 対象工事における工事の目的物^(注1)に付随する足場工、型枠工、土留工その他仮工事の目的物
- 工事用材料
- 仮設される電気配線、配管、照明設備などの工事用仮設物
- 工事用仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材)
- 仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(従業員の私物は含みません。)

(注1) 新たに建築、設置、取付け、交換などを行う「物」そのもののことで、請負契約上、完成後に引渡しまたは販売目的で施工する工事物件をいいます。したがって、設置作業に伴い、既存建物の一部(壁、床、天井など)にも作業を加えるとしても、その壁、床、天井などは「対象工事における工事の目的物」には含まれません。また、引渡しが完了または販売した工事物件は「対象工事における工事の目的物」ではなくなります。

〈工事用仮設備・工事用機械器具補償特約をセットいただいた場合に補償対象物となるもの〉

- 工事用の発電器、バッチャープラントなどの据付型機械設備
- 建設用工作車(登録、車両番号の指定などを受けているものは含みません。)
- 建設機械、測量機器などの工事用機械器具およびそれらの部品(釜、鋸、金型などは含みません。)

保険金の種類		お支払いする保険金の内容	自己負担額(免責金額) ^(注2) 適用有無
損害保険金 (①から④までを 合算した額から 自己負担額(免責 金額) ^(注2) を控除 した額を損害保険 金とします。) ^(注3)	① 補償対象物の復旧費用	事故により補償対象物に損害が生じた場合、損害発生直前の状態に復旧するのに直接必要な費用および修理に必要な点検または検査の費用をお支払いします。残存物がある場合にはその価額を控除します。	あり
	② 補償対象物以外の物の復旧費用 (ワイドプランのみ)	補償対象物に生じた損害を復旧するために補償対象物以外の物を取りこわした場合、その物を取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について300万円を限度とします。	
	③ 特別費用 (ワイドプランのみ)	補償対象物に損害が生じた場合、補償対象物の復旧のために必要な残業、休日勤務および夜間勤務による割増賃金などを損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について「①補償対象物の復旧費用」の20%または100万円のいずれか低い額を限度とします。	
	④ 損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益である費用を損害保険金の額に含めてお支払いします。	
⑤ 残存物取片づけ費用保険金		損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた補償対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用(解体費用、取りこわし費用など)に対して、お支払いする損害保険金の10%相当額を限度にお支払いします。	なし
⑥ 臨時費用保険金 (ワイドプランのみ)		損害保険金をお支払いする場合、臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金の20%相当額を1回の事故について500万円を限度にお支払いします。	なし

(注2) 1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。

(注3) 1回の事故について、物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。ただし、土木工事に起因して生じた損害に対しては、保険金額または1億円のいずれか低い額を限度にお支払いします。

次の物は補償の対象となりません。

●航空機 ●船舶 ●自動車 ●原動機付自転車 ●設計図書 ●証書 ●通貨 ●有価証券

など

保険金をお支払いできない主な場合

〈共通事由〉

- ご契約者、被保険者または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反
- 養生の不備による風、雨、雪、雹または砂塵の吹き込み
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 国または公共機関による公権力の行使
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 放射線照射または放射能汚染
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難
- 残材調査の際に発見された紛失または不足
- 補償対象物の性質、欠陥、自然の消耗、劣化
- プログラム、データなどの記録情報のみに生じた損害
- 鋼矢板、杭、H型鋼などの打込みまたは引抜きの際に発生した曲損、破損または引抜不能
- リースまたはレンタルされた補償対象物に生じた損害
- 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害およびコンクリート部分の強度不足の損害
- 荷造りの欠陥に起因する陸上輸送中の事故
- 陸上輸送中の補償対象物が通常の輸送過程を逸脱した間に発生した損害
- 補償対象物の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去する費用
- 湧水(土砂水を含みます。)の止水または排水費用
- 除雪費用または仮修理費
- 工事内容の変更または改良による増加費用
- 補償対象物の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- 掘削工事に伴う余掘り、肌落ち
- 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事費用
- 浚渫部分に生じた埋没または隆起
- 捨石、被覆石、消波ブロックなどの洗掘、沈下または移動による損害
- 調整池、排水溝、暗渠などに流入した土砂、水、岩石などを除去する費用
- 鋼矢板、杭、H型鋼などの継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土費用、排水費用、清掃費用、流入防止費用
- 基礎、支持地盤などの支持力不足により沈下した補償対象物の位置の矯正に要する費用

- コンクリート部分のひび割れ
- 土捨場、土取場での土砂崩壊による損害
- 切土もしくは盛土の法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食
- 芝、樹木など植物に発生した損害
- 工事現場に設置された排水設備の故障によって生じた損害
- 舗装工事における仕上げ表面の波状変形、剥がれもしくはひび割れ
- シールド工事または推進工事などにおける次の①から③までの損害または費用
 - ①シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
 - ②シールド機械または推進管の推進不能の損害
 - ③推進中の推進管の刃口について生じた損害
- 河川工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料または工事用仮設材について生じた損害および仮締切の越流による損害
- 港湾工事、海岸工事などにおける海水のたまりを除去する費用
- ケーソン工事などにおける次の①から④までの損害または費用
 - ①ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
 - ②ケーソンのひずみの矯正に要する費用
 - ③ケーソンの沈設不能の損害
 - ④沈設中のケーソンの刃口について生じた損害
- トンネル工事などにおける支保工建込み後に土圧によって支保工などに生じた損害 など

〈エコノミープラン契約に関する固有事由〉

- 橋梁工事、ダム工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料もしくは工事用仮設材について生じた損害または仮締切の越流による損害
- 工事現場に仮置きした土砂の流入による排土費用または清掃費用 など

〈工事用仮設備・工事用機械器具補償特約に関する固有事由〉

- 工事用仮設備・工事用機械器具に含まれるまたはその一部を構成する物の損害
- すり傷、かき傷、塗料のはがれなどの単なる外観上の損傷であって、補償対象物の機能に支障をきたさない損害
- 電氣的事故または機械的事故 など

物流業プラン



休業ユニット

お支払いする保険金の内容

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
①休業損失保険金	日本国内で発生した下表【補償内容】I. の「◎・○」印がある偶然な事故によって対象物件に損害が発生した結果、または次ページ【補償内容】II. の事由が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。（ただし、事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象外となる場合があります。） てん補期間内の喪失利益（収益減少額×利益率）と収益減少防止費用^(注1)の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします^(注2)。お支払いする休業損失保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した休業ユニットの保険金額が限度となります。 (注1) 標準売上高に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含みません。 (注2) 保険金のお支払対象となるてん補期間は、いかなる場合も12か月までとなります。 (注3) 事故発生直前12か月のうちてん補期間に相当する期間の売上高をいいます。 (注4) 保険金支払の対象となる期間で、特に定めのない場合、事故が発生した時に始まります。ただし、12か月を限度とします。
②営業継続費用保険金	日本国内で発生した下表【補償内容】I. の「◎・○」印がある偶然な事故によって対象物件に損害が発生した結果、または次ページ【補償内容】II. の事由が発生した結果、貴社の営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。^(注5) (注5) 保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も12か月までとなります。

補償内容

I. 次の事故により損害が発生した結果生じた休業損失など

◎: 事故発生日の当日分から休業損失、営業継続費用をお支払いします。

○: 事故発生日の翌日から休業損失をお支払いします。（営業継続費用は当日分からお支払いします。）

×: お支払いできません。

No.	事故の種類	貴社所有のすべての設備・什器等（下記【対象物件】a）			建物、アーケードなど 下記【対象物件】 b～fに掲げる財物
		建物内	建物外		
			輸送中・一時持ち出し中	左記以外（野積みなど）	
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○
②	風災・雹災・雪災	○	○	○	○
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○	○
⑤	騒擾・労働争議など	○	○	○	○
⑥	盗難	○	○	×	○
⑦	水災	○	○	×	○
⑧	電氣的事故・機械的事故	○	○	×	○
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	○	×	○

対象物件

a

貴社所有のすべての設備・什器等

b

貴社が所有または占有する業務用の建物

c

対象敷地内^(注6)にある貴社が占有する財物
ただしaの財物、商品・製品等および受託貨物を除きます。

d

対象敷地内^(注6)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など

e

対象敷地内^(注6)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など

f

荷主が日本国内で占有する財物^(注7)

(注6) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。(注7) fの財物については、対象事故によって損害が生じ、貨物運送請負契約が中止された結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などにかぎり保険金をお支払いします。

ご注意 対象物件にならない物

●自動車 ●原動機付自転車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物 ●貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物 など

Ⅱ.次の事由が発生した結果生じた休業損失など

No.	事由の種類
①	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・ ^{いづ} 溢水
②	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態
③	不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中断
④	不測かつ突発的な事由による物流管理システムの中断

※事由が発生した翌日から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日からお支払いします。)

保険金をお支払いできない主な場合

〈共通の事由〉

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人またはその他の代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質など
- 復旧・営業の継続に対する妨害
- 差押え、徴収、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 荷主の倒産
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- 対象建物外に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害 など

〈対象物件に生じた次の損害〉

- 次のア.からウ.の財物に生じた風災・^{ひょう}雹災・雪災の事故により生じた損害
- ア.ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・^{じやう}什器等
- イ.建築中の屋外設備・装置
- ウ.栈橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置 など

〈設備・^{じやう}什器等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由〉

- 対象物件の欠陥、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- 製造中、加工中の損害
- 管球類のみに生じた損害
- すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 対象物件の置忘れ、紛失

- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨が規定額以上に出ることによって生じた損害
- 対象物件である楽器に生じた次のア.およびイ.の損害
- ア.絃のみの切断または打楽器の打皮のみの破損
- イ.音色または音質の変化
- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、^{はち}雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など

〈次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水・^{いづ}溢水〉

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動
- 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意
- 修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣 など

〈次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・物流管理システムの中断〉

- ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断
- 労働争議 ●脅迫行為 ●水源の汚染、渇水または水不足 など

〈上記以外の事由〉

- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態など



オプション特約の概要

オプション特約の概要は次のとおりです。

	対象プラン			特約の名称	特約の内容
	ビジネス プラン	工事業 プラン	物流業 プラン		
賠償 ユニット	○			リコール費用補償特約 (商工三団体用)	貴社が製造、販売、取扱いまたは供給した対象製造物のかしまたは異物混入のおそれ に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊の発生もしくはそのおそれがある場 合に、損害の発生または拡大の防止を目的として日本国内に存在するその対象製造 物の回収、検査、修理などを実施することにより生じた費用を負担することによって被 る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。
	○			リコール費用限定補償特約 (商工三団体用)	貴社が製造、販売、取扱いまたは供給した対象製造物のかしに起因して、他人の身体 の障害または財物の損壊が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止を目的として 日本国内に存在するその対象製造物の回収、検査、修理などを実施することにより生じ た費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。
	○	○	○	情報漏えい補償特約	業務を遂行するにあたり、貴社が被った以下の経済的損害を補償する特約です。 ア. 情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことに起因して、日本国内において損 害賠償請求がなされたことにより被る損害 イ. 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことに起因して、損保ジャパン日 本興亜への通知日から180日以内に行った企業ブランド価値のき損を防止・軽 減するための対応策を実施するために支出した費用 ウ. ①コンピューターウイルスの感染、②被保険者以外の者による不正アクセス、 ③電子メールにより発信した電子情報のかし、に起因して、日本国内において 損害賠償請求がなされたことにより被る損害
	○	○	○	第三者医療費用 補償特約	日本国内で発生した次のア. からウ. までの事故のいずれかによって、第三者が被っ た身体の障害に関し、貴社が医療費用または葬祭費用を損保ジャパン日本興亜の 同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です (注1)。(被害者1名について50万円、保険期間を通じて1,000万円限度) ア. 貴社の業務の遂行による事故 イ. 貴社が所有または賃借する施設での事故 ウ. 貴社が所有または賃借する施設に隣接する道路上での事故
	○			傷害見舞費用 補償特約	利用者が施設内において、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に障害を 被り、その直接の結果として、亡くなられた場合または医師の治療を受けた場合に、 貴社が見舞費用を支払うことにより被る損害に対して、傷害見舞費用保険金(死亡 見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金、入院見舞費用保険金および通院 見舞費用保険金)をお支払いする特約です(注1)(注2)。(被傷者1名につき、死亡 見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金は合算して保険期間を通じて30万円 限度、入院見舞費用保険金は1回の事故につき10万円限度、通院見舞費用保険金 は1回の事故につき5万円限度)
	○			食中毒・感染症 利益補償特約	次のア. からウ. までに掲げる事故により、貴社の営業が休止または阻害されたため に生じた損失に対して、保険金をお支払いする特約です。(1事故につき、特約の保 険金額限度) ア. 施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品 に起因する食中毒の発生(食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出の あったものにかぎりず。) イ. 施設が食中毒の原因となる病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場合 における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置 ウ. 施設において感染症が発生した場合における保健所その他の行政機関による施 設の消毒・隔離その他の措置
	○			製造物災害 補償特約	製造物と相当因果関係がある事故によって第三者が傷害を被り、その直接の結果 として、亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が見舞費用を支払 うことにより被る損害に対して、見舞費用保険金(死亡見舞費用保険金、後遺障害 見舞費用保険金)をお支払いする特約です(注1)(注2)。(被傷者1名につき、保険 期間を通じて300万円限度。特約の支払限度額は保険期間を通じて1億円限度)

	対象プラン			特約の名称	特約の内容
	ビジネス プラン	工事業 プラン	物流業 プラン		
賠償ユニット		○		身体の障害・財物の 損壊発生時の工事 遅延損害補償特約	原因事故(注3)が発生したことにより、対象工事の請負契約書において約定した履行期日の翌日から6日以上工事遅延が発生し、その結果、貴社が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(注4)(注5)
		○	○	建具等修理費用 補償特約	貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。
			○	受託貨物危険 オールリスク 補償特約	列挙危険による場合だけでなく、破損、汚損などを含めたさまざまな偶然な事故によって生じた受託貨物の財物の損壊に起因する損害に対して保険金をお支払いします。 ※この特約をセットいただいた場合でも補償対象とならない事故や貨物の種類によりましては保険金をお支払いする条件が制限される場合があります。P11のオプションの補償をご覧ください。
物損害ユニット	○			現金盗難損害補償特約 (ワイドプランのみ)	P24の③通貨等盗難損害保険金の限度額を1事故100万円から1,000万円に引き上げる特約です。
	○			情報メディア等 損害補償特約	コンピュータウイルス、不正アクセスなどの事故により、記録媒体およびプログラム、データなどに生じた損害について、物損害ユニットの保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。(注6) ただし、物損害ユニットで損害保険金が支払われる場合は、その額を差し引いてお支払いします。
	○			冷凍損害 補償特約	冷凍・冷蔵装置の機能停止などに起因する温度変化によって、対象事故により保険の目的(保険の対象)である商品・製品等に損害が生じた場合について、物損害ユニットの保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。
		○		工事用仮設備・ 工事用機械器具補償特約 (ワイドプランのみ)	事故により工事用の仮設備や建設用工作車(注7)などに損害が生じた場合、P28保険金の種類①から⑥までの保険金を保険期間を通じて500万円を限度としてお支払いします。なお、「①補償対象物の復旧費用」については、損害が生じた補償対象物の時価により定めます。

(注1) 損害賠償責任の有無にかかわらず、補償の対象となりますが、P9「①損害賠償金」が支払われる場合には、保険金は「①損害賠償金」に充当されます。

(注2) 見舞金の支払いには、損保ジャパン日本興亜の同意が必要です。

(注3) 保険金のお支払いの対象となる施設・業務遂行危険に起因した身体障害・財物損壊事故をいいます。

(注4) 1回の事故につき、500万円または工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金のいずれか低い額を限度にお支払いします。

(注5) 損害賠償金と合算して、賠償ユニットの保険金額が限度となります。

(注6) 自己負担額(免責金額)(8万円または損害の額の10%のいずれか高い額)を差し引いてお支払いします。

(注7) 道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または市町村長もしくは都知事交付の標識(臨時運行許可証および臨時運転番号標を除きます。)を受けているものは対象となりません。

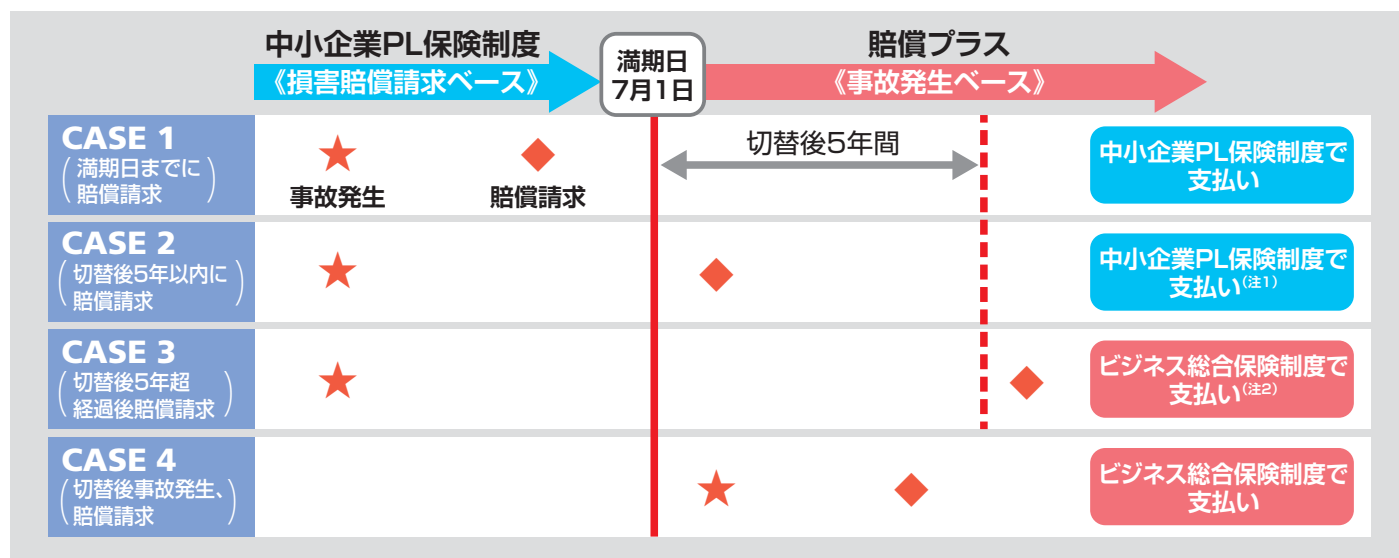
1. 中小企業PL保険制度ご加入の方へ

(1) 中小企業PL保険制度について

- ① 中小企業PL保険制度は途中での解約手続きができません。
- ② 中小企業PL保険制度とビジネス総合保険制度は補償が重複する部分があります。
補償が重複する場合はご希望の内容よりも補償が過大になったり、不要な保険料をご負担いただくことになりますので、十分にご確認ください。
- ③ 中小企業PL保険制度は「初年度契約日（制度に最初に参加した日、一度脱退した場合は、再度加入した日）」以降に発生した事故について、**保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた**ことをもって保険金支払いの対象事故とする、いわゆる「損害賠償請求ベース」の保険制度です。

(2) ビジネス総合保険制度について

ビジネス総合保険制度の賠償責任の補償は**保険期間内に発生した事故について、被保険者に対して損害賠償請求がなされた**ことをもって保険金支払いの対象事故とする、いわゆる「事故発生ベース」の保険制度です。
したがって、**中小企業PL保険制度の保険期間終了後に受けた賠償請求についての対応については下表をご覧ください。**



(注1) 請求がなされるおそれのある事故またはその原因もしくは事由の発生を認識したのち、遅滞なくその事故または事由の具体的状況を書面にて通知を行うことが必要です。

(注2) 以下の条件をすべて満たす場合にかぎり、ビジネス総合保険制度の保険期間発生前に発生した事故について保険期間中になされた損害賠償請求についても、その事故が保険期間中に発生したものとみなして保険金を支払います。

- 保険期間中になされた損害賠償請求が「中小企業PL保険制度」を加入者が継続していたならば、保険金支払いの対象となったであろうと認められる事故に起因する損害賠償請求であること。
- その「中小企業PL保険制度」では、保険金が支払われないこと。
- 損害賠償請求がなされた時の保険契約が、「中小企業PL保険制度」から切り替えられた契約であること（保険期間が途切れることなく継続されていること）

(3) 全国中小企業団体中央会「ビジネス総合保険制度」リコール特約について

全国中小企業団体中央会「ビジネス総合保険制度」のリコール特約は保険期間内にリコールの発生通知を行った場合にかぎり保険金支払いの対象事故となります。なお「初年度契約日（本制度または中小企業PL保険制度におけるリコール特約加入日）」以前に回収原因の事故の発生またはそのおそれが生じていることを知ったときもしくは知ったと合理的に推定されるときは補償の対象とはなりません。

したがって、**「ビジネス総合保険制度」リコール特約にご加入される場合で、中小企業PL保険制度リコール特約にご加入されていた場合は、中小企業PL保険制度リコール特約の初年度契約日をご申告ください。**

2. 全国中小企業団体中央会情報漏えい賠償責任保険制度にご加入の方へ

全国中小企業団体中央会「ビジネス総合保険制度」の情報漏えい補償特約は「初年度契約日（本制度の情報漏えい補償特約または全国中小企業団体中央会情報漏えい賠償責任保険制度に最初に参加した日）」より前に、すでに情報漏えいの発生を知っている場合や知っていたと合理的に推定できる場合は補償の対象とはなりません。

したがって、**「ビジネス総合保険制度」情報漏えい補償特約にご加入される場合で、全国中小企業団体中央会情報漏えい賠償責任保険制度にご加入されていた場合は、全国中小企業団体中央会情報漏えい賠償責任保険制度の初年度契約日をご申告ください。**

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

1 告知義務・告知事項(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

〈告知事項〉

■加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

2 加入者証について

加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

3 クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

4 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II 契約締結後における注意事項

1 通知義務・通知事項(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書等および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。(*)

(※) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパン日本興亜までご通知いただく必要はありません。)

- (2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (3) また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜まで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができなくなります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

- (4) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

III 万一事故にあわれたら

1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、右記事故サポートセンターへご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出していただきます。

必要となる書類		必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書	など
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	■物損害ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書 ■休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を示す領収証、費用明細書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書 ■賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)	など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書など	など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書など	など
⑧	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など	など

(※1) 損害とは保険金のお支払対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3 保険金のお支払いについて

上記 2 の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

4 示談交渉について

- (1) 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全部または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- (2) 賠償事故が起きた場合には、取扱代理店および損保ジャパン日本興亜は契約者と被害者(相手方)との示談交渉に関するご相談の受け付けなど、事故解決のためのお手伝いをします。ただし、取扱代理店および損保ジャパン日本興亜は、被害者(相手方)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。

【事故サポートセンター】

0120-727-110 おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

*上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

Ⅳ その他ご注意いただきたいこと

1 保険期間について

- (1)この保険の保険期間は1年間です。
- (2)保険責任は保険期間の初日の午後4時(加入依頼書またはセットされる特約等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

2 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

3 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

4 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【団体(組合)名】

【取扱代理店】

【担当営業店】

<受付時間>

平日:午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

【募集文書作成担当店】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

<受付時間> 平日:午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)